

6 月定例議会開催

6 月 2 日 (月) ~ 6 月 23 日 (月)

6 月定例議会が再開され、条例の一部改正、補正予算合わせて 14 議案のほか、諮問案件 1 件、報告案件 6 件を審議、すべて原案どおり可決などされました。

議案 (抜粋)

◇犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

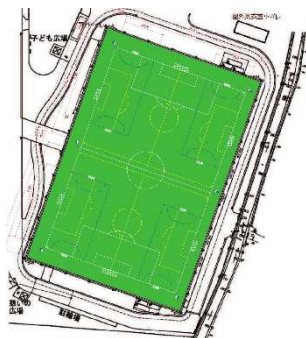
国の政令の改正に伴い、条例の一部を改正

◇工事請負契約の締結について

先に入札が執行された羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事の請負契約を締結するもの。

○請負契約金額
185,680,000 円

○受注者
勝建設株式会社



※工事のため、令和 7 年 9 月中旬頃に多目的スポーツ広場を利用停止予定です。

◇工事請負契約の変更について

現在進めている犬山南小学校長寿命化改良工事について、請負契約金額を変更するもの。

変更による増額 10,656,800 円

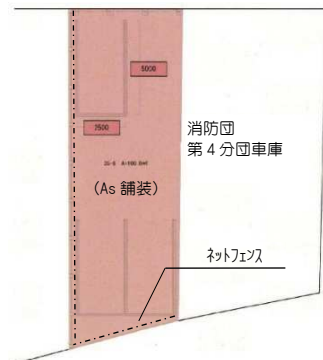
変更後の工事契約額 1,138,254,700 円

変更内容 地域・職員用玄関及び倉庫のレイアウト変更、地域ギャラリーの床仕様変更、外部アルミ製建具のガラス固定用シーリング打ち替えなど

◇令和 7 年度一般会計補正予算 (第 2 号) (抜粋)

・消防団第 4 分団駐車場整備事業 2,122 千円

令和 7 年 3 月に消防用地として寄附された土地 (消防団施設の隣接土地) を、消防団の駐車場として利用するため整備



・地域スポーツクラブ
活動体制整備事業
歳入：補正予算要
求額 9,122 千円

歳出：補正予算要求額 4,793 千円

休日に行う中学校の部活動が令和 8 年 9 月を目標に地域クラブでの活動へと完全移行される。現在は、種目ごとに拠点校に集まり、合同で部活動を行う「休日合同クラブ」として実施しているが、県の地域スポーツクラブ活動体制整備事業に合致するため、愛知県に計画書を提出し、認められたため、補正計上

※令和 7 年 9 月に地域クラブに移行する
予定種目：軟式野球、サッカー、剣道

・希少種保護 225 千円

令和 7 年 8 月実施予定の、希少種保護に関する講演会等の開催にあたって必要な講演会に係る講師謝礼及び紹介看板設置費用、会場等借上料について補正予算を計上

6 月定例議会 私の一般質問抜粋 (要旨)

職員の資格取得と市の対応について

Q (要旨1) 犬山市職員の資格取得、所持状況についてお尋ねします。

A 職員の資格取得の状況については、毎年自己申告書により、過去 1 年間で取得した資格を報告していただいています。過去 3 年間の報告実績によりますと、ファイナンシャルプランナー、防

毎年 5 月の開会議会で、副議長 (議長は 2 年に 1 回) ほか各常任委員会など委員が刷新されます。常任委員会、総務・民生文教・建設経済の 3 委員会、1 期目の議員は任期 4 年のうちにすべての委員会を経験することとし、その他の議員は希望に応じて会派の話し合いにて決まります。そして、各委員会では関係部署が所管する事業や施設を見聞する「管内視察」が実施されます。今年度私は、総務委員会に属しましたので、6 月定例議会中の 6 月 19 日に、するすみ交流センター、楽田出張所 & 分団車庫、尾張中北指令センターの 3 カ所を視察しました。



災士、建築士、測量士、医療的ケア児コーディネーター、応用情報技術者、精神保健福祉士、潜水士、臨床心理士等々を新たに取得した職員がいます。担当業務に直接活用できる資格も、業務とは直接関係のない資格もあります。

Q(要旨2) 多くの職員の方々が、様々な資格を取得していることが判りましたが、その一方で、そうした資格を取得した場合の処遇について、優遇策は採っておられるのか、お尋ねします。



A 平成18年度の地方自治法の改正により、地方公共団体の職員区分が見直され、それ以前は「事務吏員」、「技術吏員」として扱われていた職員は、すべて「事務職員」として扱われるようになり、現在は単に資格を取得したことで、給与面などの処遇を優遇するといった措置は行っていない。

Q(再質問) 公務員は、一般企業と違って資格手当といったものは法や条例などにより認められていないようなので、一定の資格取得に対して、号給を幾分上げるといった給与表への反映を行ってはどうかと思います。これによって、職員のモチベーションが上がり、市民に対しては、業務の信頼度を高め、安心感を持っていただくことになると思います。

A 給与面への反映は、認められておらず、人事評価を活用することとされています。県内の37市に調査した結果、人事評価制度上の加点対象としている自治体が9市ありました。この場合においても、どの資格を取得した場合に加点対象とするかなど運用上の課題があります。今後は、具体的な人事評価の活用方法など、先進自治体の事例を研究してまいります。

空き地について

Q 国の土地基本調査報告書によれば、2018年に個人が所有する空き地面積は1,364平方キロで、今後も空き地が増える見込まれています。放置すれば、ごみの不法



投棄など、周りに悪影響を与えかねません。そこで、市内の空き地状況と年間における苦情の件数及び苦情の内容についてお訊きします。

A 市内の空き地については、それに特化した実態調査などは行っていないため、把握しておりません。令和6年度における空き地の苦情件数は、47件で、苦情内容としては、雑草の繁茂による草の越境や害虫等の発生、火災や不法投棄への懸念などがあります。

城下町地内の自動車走行について

Q 城下町は、休日など混雑が予想される時は、観光客との共存を図るため、通行禁止をお願いしています。地元にお住いの住民の方々も、できる限りこれに協力されていますが、一方で観光客の皆さんは、道路いっぱいになり、街歩きを楽しんでいます。歩行者の方々が、当該運転者が地区内に住んでいることを認識していないのも一つの原因です。そこで、「城下町に住んでいる」ということをアピールした何らかの表示を作成し、城下町にお住いの希望者に配布してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。



A 諸課題の改善に向け、市長及び関係課と本町町内会との定期的な意見交換会を実施しています。いただいたご意見については、寄り添い、出来ることから可能な限り対応しています。城下町住民であることを記した、多言語のラミネートを配布してはどうか、という提案については、実施内容や取りまとめの方法など、検討すべき事項が多くありますので、まずは既に実施している同様の取組みを継続しながら、意見交換会の場などで町内としてのご提案をいただいた際には、議論し検討していきたいと考えています。

これまでの一般質問や答弁については、ホームページからご覧いただけます。市政について判らないことや困りごとなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

